平成２２年（フ）第５４１号
神戸市中央区東町122番２
破産者　株式会社ブライトントレーディング
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県姫路市飾東町北山77番地の２
破産者　有限会社山本電気工事
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２５８号
群馬県高崎市倉賀野町2828番地の４
破産者　三宝建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２２６号
東京都多摩市連光寺２丁目２番地の３
破産者　阿部やよい
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６１号
東京都八王子市大船町228番地１メゾンＢ102号
破産者　畑野　高義
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６７号
東京都八王子市台町１丁目24番24号
破産者　上野みさえ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４７号
高知県香南市香我美町下分684番地１
破産者　株式会社ミネルバ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０１号
宮崎市恒久３丁目２番地４　グランドパレス城ケ崎606号
破産者　有限会社魚聖
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５号
宮崎県都城市丸谷町4776番地１
破産者　有限会社カスミ企画
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４７号
山口県柳井市柳井5183番地２
破産者　山本　恒雄
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７４号
熊本県上天草市大矢野町登立9329番地
破産者　山中　幸弘
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４８号
宮崎市大塚町樋ノ口2000番地４　サンライズ大塚102号、前住所宮崎市大塚町八所3777番地１　フィールドゴッド21―203号
破産者　瀬戸口浩二
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２２号
北海道岩見沢市幌向北１条２丁目601番地50
破産者　有限会社ビルド昌大
1　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
2　一般調査期日　平成23年12月16日午前11時
平成23年９月14日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第９４９号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目５番１号　青い鳥ハイツ305号、開始決定時の住所大阪府泉大津市北豊中町１丁目５番41号
破産者　志村　征夫
1　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
2　一般調査期日　平成23年11月29日午後１時30分
平成23年９月13日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目25番24号　ノースキャピタル105、破産手続開始決定時の住所福島県南相馬市鹿島区山下字割田206番地
破産者　米倉　邦浩
1　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
2　一般調査期日　平成23年12月５日午後１時30分
平成23年９月14日　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１４５号
大阪府岸和田市土生町4193番地、前住所大阪府貝塚市堤27番地４
破産者　山﨑畳商店こと　山﨑　重行
1　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
2　一般調査期日　平成23年11月22日午後２時
平成23年９月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５８８号
札幌市白石区中央２条３丁目４番10号
破産者　株式会社アートフーズコーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
2　一般調査期日　平成23年12月13日午前11時
平成23年９月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２２号
大阪府守口市金田町４丁目１番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市佐太中町６丁目53番９号
破産者　株式会社しばた
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年12月13日午前11時
平成23年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１４号
山口県長門市仙崎1031番地56、前住所山口県長門市三隅中3752番地１
破産者　大深　順子
異議申述期間　平成23年10月18日まで
平成23年９月14日　　山口地方裁判所萩支部